

交通政策審議会交通体系分科会物流部会
物流サービス小委員会運営規則（案）

物流サービス小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会物流部会運営規則に規定するもののほか、下記によるものとする。

- 1 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が随時定める。

附 則

本規則は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。